

## 【お知らせ】

### 品種登録関係手続きにおける押印の取り扱いについて

押印を求める手続き等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第83号）が令和2年12月21日に公布・施行され、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）及び品種登録規則（平成10年農林水産省令第86号）が改正されたことに伴い、このたび、品種登録関係手続きにおける押印の取り扱いを見直しましたのでお知らせします。

この改正により、品種登録願（願書）、申請書、届出書、品種登録料納付書等の各種申請書面においての署名押印は一部を除いて不要となり、当省から送付する通知文や品種登録証についても大臣印等が省略されます。改正後の様式は当ホームページ内「様式一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、委任状や譲渡証明書等、従来から印鑑証明書の添付を求めている書面については引き続き署名押印が必要となりますので、ご注意ください。また、押印が不要となった手続きにつきましても、必要に応じて本人確認を求める場合がありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

改正後も、押印のある願書、申請書等を提出いただいても手続上、何ら問題はありません。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

#### ＝問い合わせ先＝

農林水産省食料産業局知的財産課種苗室登録チーム

電話番号：03-3502-8111（内線4301）